

防人 2 第 6 1 6 3 号
3 . 1 0 . 2 9

一部改正 防人 2 第 1 7 5 1 号
1 0 . 3 . 2 5
防人計 第 3 5 4 号
1 9 . 1 . 9

陸 上 幕 僚 長
海 上 幕 僚 長 殿
航 空 幕 僚 長

事 務 次 官

予備自衛官及び即応予備自衛官の永年勤続者表彰実施基準について
(通達)

標記について、別紙のとおり定められたので通達する。

なお、「予備自衛官永年勤続者表彰実施基準について（防人 2 第 6 8 1 6 号。59.9.19）」は、平成 3 年 1 1 月 3 0 日をもって廃止する。

予備自衛官及永年勤続者表彰実施基準について（防人 2 第 6 1 6 3 号。3 . 1 0 . 2 9）の一部が次のように改正され、平成 1 0 年 3 月 2 6 日から実施することとされたので、遺漏のないよう措置されたい。

添付書類：別紙

予備自衛官及び即応予備自衛官の永年勤続者表彰実施基準

1 趣旨

予備自衛官（自衛隊法第70条第3項の規定により自衛官となっている者を含む。以下同じ。）及び即応予備自衛官（同法第75条の4第3項の規定により自衛官となっている者を含む。以下同じ。）に対する防衛大臣の行う永年勤続の表彰は、この基準により実施するものとする。

2 被表彰者

- (1) 表彰は、次に掲げる条件に該当する予備自衛官及び即応予備自衛官（以下「予備自衛官等」という。）に対して行う。
 - ア 予備自衛官等として勤務した期間が30年以上であること。
 - イ 招集時の勤務成績が良好であること。
 - ウ 表彰を受ける年度及びその直近の2箇年間に連続して訓練招集に出頭していること。
- (2) (1)アの期間は、予備自衛官等の採用された日の属する月から表彰されることとなる日の属する月までの月数によって計算する。ただし、正当の事由によらないで訓練招集に応じなかった場合においては、当該訓練招集時に応じなかった日の属する月から再び訓練招集に応じた日の属する月の前月までの月数を前号(1)の期間から除算して計算する。
- (3) 予備自衛官等が退職した日の属する月に再び予備自衛官等として採用された場合には、引き続いて勤務したものとして取り扱うものとする。
- (4) 予備自衛官等を退職した後、退職した日の属する月の翌月以降再び予備自衛官等に採用された者については、それぞれの期間に係る月数を合算する。
- (5) 表彰は、同一の予備自衛官等について1回限りとする。
- (6) 死亡により退職（以下「退職」という。）をした者については、(1)ア中「30年」とあるのは「25年」と読み替えて、この基準を適用する。

3 表彰の時期

- (1) 第2項(1)の条件に該当する者の表彰は、訓練招集に出頭した際の当該訓練招集期間の末日に行う。ただし、これにより難しい場合は、それ以後の日に行うことができる。
- (2) 第2項(6)の条件に該当する者の表彰は、退職の日付で行う。

4 表彰の方法

- (1) 表彰は、予備自衛官として30年以上勤務した者に対しては別記様式第1-1による表彰状を、予備自衛官及び即応予備自衛官として30年以上勤務した者に対しては別記様式第1-2による表彰状を、即応予備自衛官として30年以上勤務した者に対しては別記様式第1-3による表彰状を授与して行う。
- (2) 前号の表彰状には、副賞として記念品を添える。

5 表彰状との授与

表彰状及び副賞（以下「表彰状等」という。）は、防衛大臣が授与するもののほか、次の表の左欄に掲げる者（以下「伝達者」という。）が、それぞれ同表の右欄に掲げる者に対して伝達する。

伝 達 者	被 表 彰 者
陸上幕僚長又はその指定する者	陸上自衛官の階級を指定されている予備自衛官等
海上幕僚長又はその指定する者	海上自衛官の階級を指定されている予備自衛官
航空幕僚長又はその指定する者	航空自衛官の階級を指定されている予備自衛官等

6 表彰状等の伝達の報告

陸上幕僚長、海上幕僚長及び航空幕僚長（以下「幕僚長」という。）は、表彰状等の伝達を実施した場合（指定を受けた者が実施した場合を含む。）は、その伝達の時期が4月1日以降9月30日までの間に属するものについては10月末日までに、10月日以降翌年3月31日までの間に属するものについては4月末日までに、それぞれ別記様式第2により防衛大臣に報告しなければならない。

7 名簿の保管

伝達者は、表彰を受けた者の名簿を別記様式第3により保管しなければならない。

8 表彰予定数の通知

幕僚長は、翌年度において表彰を受けることとなる者の予定数を、別記様式第4により毎年12月末日までに人事教育局長に通知するものとする。

9 その他

- (1) 幕僚長は、この基準により表彰することが適当でない認められる場合には、その都度、人事教育局長と協議するものとする。
- (2) この基準の運用について必要な細部事項は、人事教育局長が定める。
- (3) この基準は、平成10年3月26日から施行する。